

高田短期大学の公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針

高田短期大学（以下「本学」という。）は、不正な取引に関与した業者への処分方針を以下のとおり定める。

（適用対象）

この処分方針の適用対象は、公的研究費に係る本学との取引に関するすべての事業者とする。

（処分方針）

不正な取引に関与した事業者に対する処分方針は、以下のとおりとする。

- (1) 処分の方法は、取引停止をもって行う。
- (2) 次の各号のいずれかに該当した場合を処分の対象とする。
 - (ア) 見積りに不正があったとき
 - (イ) 契約の履行に不正があったとき
 - (ウ) 調査依頼に対して、虚偽の申告をしたとき
 - (エ) その他、本学に不利益をおよぼす行為があったとき
- (3) 取引停止の期間については、不正への関与の程度、不正の額等に応じ、その都度、最高管理責任者が決定する。
- (4) 即時の取引停止が本学の教育活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

本学は、不正を防止するために、以下の措置を行う。

- (1) 公的研究費の不正使用防止に関する基本方針及び不正に関与した際の処分内容についてホームページ等により広く周知する。
- (2) 年間の取引実績数が15回以上又は1回の取引額が50万円を超える事業者に対しては、不正を行わない旨等を記した本学所定の誓約書の提出を求める。